

港区帰宅困難者対策支援業務委託 プロポーザル 実施要項

1 業務の概要

(1) 件名

港区帰宅困難者対策支援業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 本業務の目的

区内事業者の従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の一時滞在施設の確保などについて、帰宅困難者対策を推進する駅周辺滞留者対策推進協議会等（以下「協議会」という。）、関係機関および事業者との協議を円滑に進め、相互に連携協力する仕組みを構築するとともに、訓練等を実施することにより災害時の対応力を高めます。

また、災害時に災対本部、災対地区本部および協議会が円滑に連携し、かつ、効果的に対応できる仕組みを構築するとともに、訓練等の実施により災害時の対応力を高めます。

本業務は、これら一連の業務について、専門的な見地からの企画・提案等の支援および協議会の運営支援、訓練実施の支援などの業務を委託するものです。

(3) 業務委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

港区指定場所

(6) 事業規模

年間46,019,000円（消費税及び地方消費税の税率10%を含む）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※現時点では、令和3年度予算が成立していないため、予算成立後、上記の金額及び仕様書に記載された規模で業務委託を実施する予定であることをあらかじめご了承ください。

2 事業候補者の選考方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、企画提案書、見積書の審査および提案説明内容の審査により、区の予定する事業の実現に最も適した提案を行った事業候補者を選考します。

(2) 港区帰宅困難者対策支援業務委託事業候補者選考委員会を設置し委員6名により選考します。

(3) 選考終了まで、委員名は公表しません。

3 参加資格

提出書類の締切日である令和3年3月12日（金）において、以下の資格を満たしていることを条件とします。なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中またはプロポーザルによる選考後

契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、または契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く)にないこと。
- (4) 港区競争入札参加資格有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)第3条に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区内に本店や支店・営業所を置かない区外事業者は、原則として、区内事業者と共同すること。
 ※区内事業者又は区外事業者が区内事業者と協働してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。
 ※やむを得ず区外事業者のみでプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査での評価点優遇はございません。
- (7) 仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 選考スケジュール(予定)

手続き	日程
プロポーザル実施要項の公表(区公式ホームページ)	令和3年2月26日(金)
プロポーザル実施要項の配布開始	令和3年2月26日(金)
質問受付期限	令和3年3月8日(月)
質問一斉回答	令和3年3月10日(水)
参加意思表明書、企画提出書等の提出期限	令和3年3月12日(金)
委員への書類送付	令和3年3月15日(月)
第一次審査(書類審査)	令和3年3月15日(月) ~3月19日(金)
第一次審査結果通知	令和3年3月23日(火)
第二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和3年3月29日(月)
第二次審査結果通知	令和3年3月31日(水)
契約締結、審査結果公表	令和3年4月

5 プロポーザル実施関係および提出書類の配布

(1) 配布場所および配布期間等

ア 配布場所

「13 担当・連絡先」に記載のとおり

※配布書類は、区公式ホームページからダウンロードが可能です。

イ 配布期間等

(ア) 窓口配布期間

令和3年2月26日(金) 9時00分 ~ 令和3年3月12日(金) 17時00分

※土、日、祝日を除く

(イ) ホームページ掲載期間

令和3年2月26日(金) ~ 令和3年3月12日(金)

ウ 配布書類

(ア) プロポーザル関係

①港区帰宅困難者対策支援業務委託プロポーザル実施要項

②別紙1「仕様書」

③別紙2「事業候補者選考基準」

(イ) 提出書類関係

①様式1「プロポーザル質問書」

②様式2「港区帰宅困難者対策支援業務委託プロポーザル参加表明書兼参加
資格審査申請書」

③様式3「共同事業体構成書」

④様式4、4-2「共同事業体協定書兼委任状」、「委任状」

⑤様式5「事業者概要および業務実績」

⑥様式6「業務従事予定者の経歴および専任性」

⑦様式7「業務従事予定者の配置計画及びスケジュール」

⑧様式8~8-4「企画提案書」

⑨様式9「プロポーザル参加辞退届」

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和3年3月8日(月) 午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和3年3月10日(水)に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和3年2月26日(金)から令和3年3月12日(金)午後5時まで

※土、日、祝を除く

※持参の場合は事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先・提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 5階 防災危機管理室防災課地域防災支援係 TEL 03-3578-2516

(3) 提出方法

直接担当まで持参するか、郵送で提出してください。(郵送の場合も締切日必着でお願いします。)

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

※3 参加資格で「入札参加資格を有していること」を参加条件に付さなかった場合は以下も記載

【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】

(ア) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 財務諸表(最新の事業年度のもの)

(エ) 納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)

(オ) 許可等の証明書(写)

(カ) 区内事業者認定通知(認定を受けている事業者のみ)

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

※③~⑥は、区外事業者が、区内事業者と共同事業体を結成する場合に提出。

③ 【様式3】共同事業体構成書(該当する場合のみ提出)

④ 【様式4】共同事業体協定書兼委任状(該当する場合のみ提出)

⑤ 【様式4-2】委任状(該当する場合のみ提出)

⑥ 登記簿謄本(該当する場合のみ提出)

⑦ 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区帰宅困難者対策支援業務委託事業候補者選考基準参照。

⑧ 【様式5】事業者概要及び業務実績

⑨ 【様式6】業務従事予定者の経歴及び専任性

⑩ 【様式7】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

⑪ 【様式8】企画提案書①

⑫ 【様式8-2】企画提案書②

⑬ 【様式8-3】企画提案書③

⑭ 【様式 8-4】 企画提案書④

⑮ 【任意様式】 見積書

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑦ 1部

イ 提出資料⑧から⑭ 正本1部、副本8部

※提出資料⑧から⑭は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 補足資料は全体で10枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】 港区帰宅困難者対策支援業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

(5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。

(6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

(7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。

(8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。

(9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。

(10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式9】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。
また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1 者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和3 年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第 6 号）第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5 条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 港区役所 5 階

港区防災危機管理室防災課 地域防災支援係 井上（イノウエ）、對馬（ツジマ）、小原（オハラ）

TEL：03-3578-2516 FAX：03-3578-2539